

グラントントン太陽 ASG 社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 国民年金保険料の徴収体制強化

2013年12月13日、厚生労働省の社会保障審議会年金部会の「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」は、自営業者などが加入する国民年金保険料の滞納者で一定の所得を得ている人に対し、財産の差し押さえなどを含め強制的に徴収する方針を固めました。

また、これまで国民年金保険料の滞納については、督促があった場合にのみ延滞金が徴収されることとされていましたが、今後は、督促の範囲を拡大することにより、延滞金の賦課対象者の拡大を図る方向で検討が進められることになりました。税金と同様、督促の有無にかかわらず納期限後から延滞金を徴収することも検討されています。

国民年金保険料の未納問題を取り巻く現状

国民年金の制度は、保険料を納めればその分年金が受けられ、納めなければその分年金が受けられないという「自主納付」の考え方を基本として発足しました。しかし、景気悪化に伴う低所得者の増加によって、「保険料を納める経済的余裕がないから納めない、年金が受けられなくても仕方ない」という「自己責任」の考え方へとすり替わって行きました。

加えて、国民年金法においては、保険料の滞納者に対する督促が義務ではなく、「督促することができる」という任意規定になっている（国民年金法第96条第1項）ことから、督促や強制徴収が実施されているのは納期限までに納付されなかった保険料の約0.2%（2009年滞納月数ベース）に過ぎず、約75.3%（2009年滞納月数ベース）が2年経過ののち時効消滅し、財産差押の件数も年間約6,200件（2012年）にとどまっています（「第6回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会報告書」（2013.12.13））。ここに、保険料の滞納者を容認する状況が生まれました。次第に、国民年金制度に対する国民の信頼が低下し、「保険料を納めなくても良い」というモラルハザードが引き起こされました。結果、以前は80%を超えていた国民年金の保険料納付率は59.0%（2012年）まで低下しています。

しかし、社会保険制度である公的年金は、現役時代に「支える責任」を果たした者が、老後等に「支えられる権利」を認められるという社会連帯の仕組みであるからこそ加入および納付義務が全国民に課されています。現在、高齢者世帯の所得の約7割は公的年金によってまかなわれており、また、高齢者世帯の約6割が年金収入だけで生活しています。公的年金は老後の生活の支えとして大きな役割を担っており、医療や介護の費用等を支払うためにも重要です（「第6回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会報告書」（2013.12.13））。納付率の低下は将来的な無年金・低所得者、強いては生活保護対象者の増加を助長しかねません。結局、国民年金保険料の未納問題は、単に未納者の将来的な給付が減るに留まらず、消費税率がさらに上がるなど将来の全国民の負担の増加に繋がる可能性があります。

なお、国民年金を納める義務を負う者の多くは国民健康保険の対象者ですが、保険料の納付率を比較すると国民健康保険料は89.9%（2010年度）と国民年金保険料の納付率（2010年度59.3%）よりもはるかに高い水準となっており（「第2回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」（2013.10.25））、滞納の理由は「払えない」よりも「払いたくない」にあるように思われます。

このような観点から、まずは年収400万円以上の所得者でありながら長期間保険料を滞納している者に重点的に督促状の送付や強制徴収を実施することが検討されています。

もう少し補足！

国民年金保険料の未納（および厚生年金保険への未加入）は日本に在住している外国人にも見られます。社会保障協定の締結国が増えているものの、様々な理由によって納付していないケースが少なくありません。しかし、予定どおり2016年1月から「マイナンバー制度」が実施されると、社会保障と税に関係する行政機関間の情報連携が強化され、2017年に予定されている情報提供ネットワークシステムの運用が開始すると行政側で国民年金の被保険者の所得情報の把握が効率的に行えるようになります。